静岡市居住支援協議会設置要綱

（設置）

第１条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第81条の規定に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進並びに住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議を行い、もって住宅確保要配慮者の福祉の向上及び豊かで住みやすい地域社会の実現に寄与することを目的として、静岡市居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。

（２）住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定確保の支援に関すること。

（３）住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための普及啓発に関すること。

（４）関係機関等との連携に関すること。

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

２　会員は、次に掲げる団体とする。

（１）静岡県知事が指定する住宅確保要配慮者居住支援法人のうち、市内を業務の範囲とする法人

（２）不動産関係団体

ア　公益社団法人　静岡県宅地建物取引業協会

イ　公益社団法人　全日本不動産協会　静岡県本部

ウ　公益財団法人　静岡市まちづくり公社

（３）福祉関係団体

ア　社会福祉法人　静岡市社会福祉協議会

イ　特定非営利活動法人　静岡市障害者協会

（４）静岡刑務所及び静岡地方検察庁

（５）静岡市の関係部署

ア　観光文化・市民局社会的包摂推進課

イ　保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課

ウ　保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課

エ　保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課

オ　保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課

カ　保健福祉長寿局地域支え合い推進部地域包括ケア推進課

キ　保健福祉長寿局地域支え合い推進部安心感がある温かい社会推進課

ク　保健福祉長寿局保健衛生医療部精神保健福祉課

ケ　こども未来局こども未来課

コ　こども未来局こども家庭福祉課

サ　都市局建築部住宅政策課

（６）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第４条　協議会に次の会長及び副会長を置く。

（１）会長　１人

（２）副会長　１人

２　会長は、会員が選出した者の中から互選によりこれを定める。

３　副会長は、会員が選出した者の中から会長が指名する。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

２　協議会は、会長が必要と認めるときは、書面又はオンラインの方法により開催することができる。

３　会長は、必要に応じて会員以外の者を出席させることができる。

（守秘義務）

第６条　協議会の会員は、会議等の内容その他職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　前項の規定は、前条第２項及び第３項の規定により出席した者にも適用する。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、都市局建築部住宅政策課において処理する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和８年５月26日から施行する。